

②自治会と自治協議会のあり方(情報共有・意志疎通)

自治基本条例

○目指す姿 <<自治とまちづくりが一つになる地域を目指す。>>

- 意見が言いやすく、地域住民からの提案が多く反映される機会がある。
- 地域内の様々な団体と情報交換でき、同じ地域のこととして協議ができる。
- 地域内の情報が共有でき、必要な情報が伝わり、事業に参加しやすくなる。
- 各事業、活動について、時間をかけて議論し、取り組んだ事業の成果や振り返りができる。
- 円滑に共有すべき情報を得ることができ、対等な立場で協議ができている。

- 第4条 (自治の基本原則)
- 第11条 (住民自治の原則)
- 第14条 (住民自治組織)
- 第15条 (参加、参画の権利)

【対策】(提案)

- ・自治会長会と自治協議会の情報の窓口統一による情報共有
- ・行政側も協働のパートナーを統一するよう調整を行う
- ・会議の持ち方、進め方などの研修会を行う
- ・月1回の定例会にみんなが集まれる仕組みにより、会合が減り、役員の負担も減少する。他の組織との連携・情報交換がその場でできる。
- ・自治会の親睦という機能はなくなりますが、色々な機能を付加することで、自治会の体力が続かなくなっている。また、自治会だけでは解決できない問題や自治会未加入の方も増加している。その解決先として校区を代表する形態の自治協議会が必要となっている。
- ・意思決定をして組織運営する立場と活動を担う立場の役割分担をし、上手く連携するなど

○課題

- ・自治会等の団体と直接接し、意見交換する機会や仕組みが少ない。
- ・参加しやすい機会が設定されていない。
- ・自治会役員と自治協議会の構成が連動していないところもある。
- ・各種団体と連携できていない。
- ・地域の現状にかかる情報提供や考える機会が設けられていない。

○現状

- ・役員会等の回数が多い。
- ・行事を各種団体などとの連携がなく、地域自主組織の限られた範囲内のみで計画し開催している。
- ・情報が末端まで行き届かなく、一方通行の情報伝達が多い。
- ・団体により情報を受けていない。
- ・議論できる会議がなく、参画できない。
- ・行政は、自治会長会には情報を伝えるが、同じ地区自治協議会には情報が伝わっていないことがある。
- ・行政の各部局がそれぞれの都合で協議を行っている。

○現状のまま対策をしない場合

- ・地域組織で情報量の差が生じる。
- ・参加したい事業に参加できない。参加者が減る。
- ・全体の共通認識がなくなり、意思決定も停滞する。
- ・情報共有がなされないため、事業への理解が得られず、組織と住民の意思の乖離が進む。
- ・地域と行政の意思疎通、連携ができなくなる。
- ・地域の実態を反映できない施策となる場合がある。